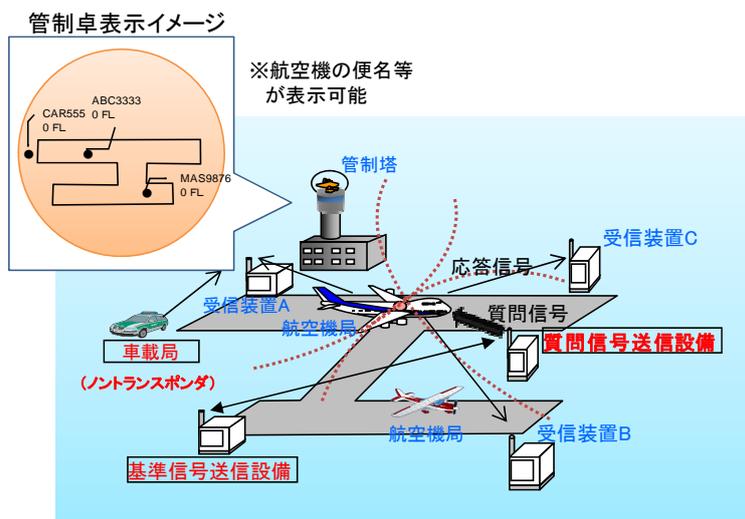


改正の背景

(1) 複数地点受信方式航空監視システムの導入

平成22年度に予定されている東京国際空港（羽田空港）の新滑走路整備に伴う航空交通量の増大等に伴い、滑走路、誘導路等における航空機の位置監視の重要性が更に高くなります。

このような状況を踏まえ、滑走路、誘導路等における航空機の位置監視を行う複数地点受信方式航空監視システムの国内導入のため、規定の整備を行うものです。



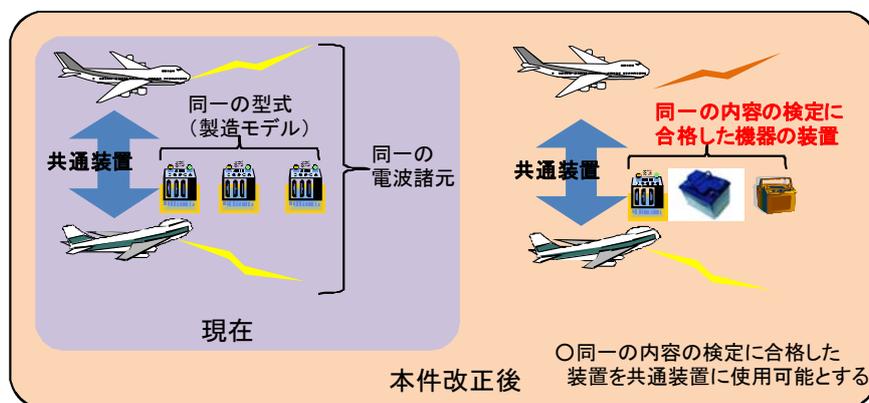
複数地点受信方式航空監視システムのイメージ図

(2) 航空機局、航空局等における共通装置の利用の拡充

ア 同一の免許人の航空機局相互間で共通に利用可能な装置の拡充

現在、複数の航空機局相互間において共通に使用する装置については、同一の電波の型式、周波数及び空中線電力で使用する場合であって、かつ、同一の型式のもののみ、共通装置として取り扱うことが可能となっています。

しかしながら、製造中止となった古い装置等については同一の型式の装置を調達することが困難な場合があるため、同一の規格の検定内容に合格している機器の装置であれば共通装置として取り扱うことを可能とし、利用者の利便性の向上を図るため、関係規定の整備を行います。



航空機局相互間における共通装置の拡充のイメージ図

イ 同一の免許人の航空局等相互間で共通に利用可能な装置の導入

航空局や航空交通安全の確保のため運用を行っている無線航行陸上局及び特別業務の局については、災害発生時等において装置が故障した場合、迅速な復旧が求められます。このため、これらの同一局種の無線局間において共通に使用可能な予備装置を規定し、災害発生時等における可用性確保の向上に資するため、関係規定の整備を行います。

(3) 航空移動業務に使用する周波数の追加

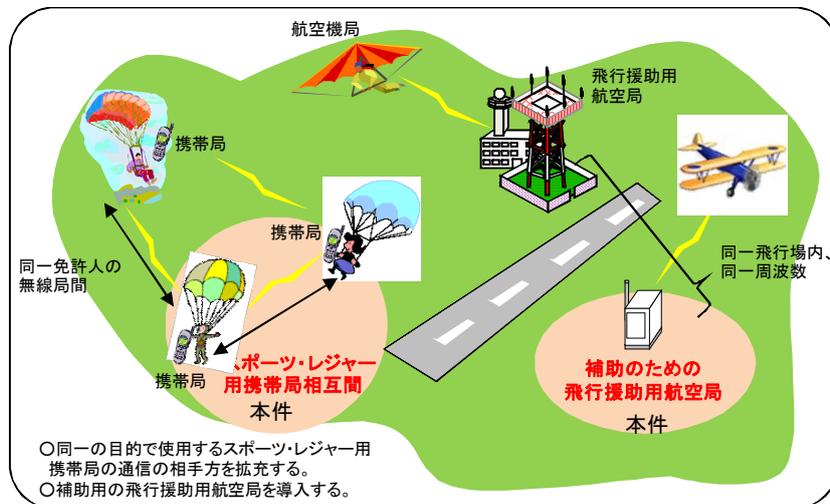
関東周辺の航空交通管制に係る空域の再編及び羽田空港の滑走路拡張等に伴い、各種管制業務に新たに使用開始予定の周波数を航空移動業務に使用する周波数に追加するため、関係規定の整備を行います。

(4) スポーツ及びレジャーに係る無線機器利用の拡充

航空分野におけるスポーツ及びレジャーのための無線機器利用の需要増を受け、利用者の利便性向上に資するため、以下の事項に係る規定整備を行います。

ア 飛行援助用航空局と同一飛行場内において同一周波数により使用する補助的な飛行援助用航空局を導入

イ スポーツ及びレジャー用携帯局の通信の相手方を拡大



スポーツ及びレジャーに係る無線機器利用の拡充のイメージ図